

# 周南広域都市圏の 都市計画の方針

## 《目次》

1. 都市計画の目標	1
1-1. 周南広域都市圏の都市づくりの基本理念	1
1-2. 周南広域都市圏の将来像	2
1-3. 都市計画区域等の指定の方針	9
2. 区域区分の決定の方針	10
2-1. 区域区分を決定する都市計画区域の設定方針	10
3. 主要な都市計画の考え方	11
3-1. 土地利用に関する基本方針	11
3-2. 広域的な都市施設の整備に関する基本方針	14
3-3. 市街地整備に関する基本方針	19
3-4. 自然的環境の整備、保全に関する基本方針	20
3-5. 景観の保全と創出に関する基本方針	22
3-6. 都市防災に関する基本方針	23

平成31年3月

山口県土木建築部都市計画課

※本文中の年次表記について

本文中の年次表記は、原則和暦とし、昭和以前および平成 28 年以降については西暦を併記することとしていますが、同一ページに同一年が複数ある場合は、先頭のもののみ併記しています。

また、図表については併記しないこととしています。

## 1. 都市計画の目標

本計画の策定に当たり、「都市計画の目標」、「主要な都市計画の考え方」については、おおむね 20 年後となる令和 22 年(2040 年)を想定し、「人口規模」、「区域区分\*の決定の方針」については、おおむね 10 年後となる令和 12 年(2030 年)を想定する。

### 1-1. 周南広域都市圏の都市づくりの基本理念

本広域都市圏は、山口県の東南部に位置し周南市、下松市、光市の 3 市から構成されている。南は瀬戸内海に面し、東部は岩国、柳井広域都市圏、西部は山口・防府広域都市圏に接している。

高い工業集積を背景に本県産業の発展をリードする産業集積圏となっており、また、瀬戸内海国立公園に指定されている室積・虹ヶ浜海岸や笠戸島など豊かな自然環境に恵まれ、また、光市室積地区や周南市鹿野地区などでは歴史的まちなみや風情が残っているなど多様な地域特性を持っている。

本圏域が誇るこのような地域特性の優れた面を積極的に活かした都市づくりを推進するため、以下のように基本理念を設定する。

#### 人と自然と産業が織りなす活力と魅力あふれる にぎわい都市圏づくり

個性ある都市のつながりを深め、それぞれの魅力を高めることにより、にぎわいが生み出される圏域づくりを進める。

また、地域で育まれた人々の生活と豊かな自然環境、産業の集積など、これまでの蓄積を最大限に活かしながら、人と自然と産業とが調和した、活力と魅力あふれる都市圏を形成する。

\*印のついている用語は巻末の用語解説欄に掲載しています

## 1-2. 周南広域都市圏の将来像

本広域都市圏における都市づくりの将来像を以下のように設定する。

### (1) 目標年次におけるおおむねの人口規模（推計値）

▼おおむねの人口 (単位：千人)

区分		年次	平成27年(2015年) <sup>※1</sup>	令和12年(2030年) <sup>※2</sup>
広域都市圏人口			252.0	225.6
年齢階層別人口	年少人口 (0～14歳)		32.3 (12.8%)	24.9 (11.1%)
	生産年齢人口 (15～64歳)		141.8 (56.2%)	123.4 (54.7%)
	老年人口 (65歳以上)		78.0 (30.9%)	77.2 (34.2%)

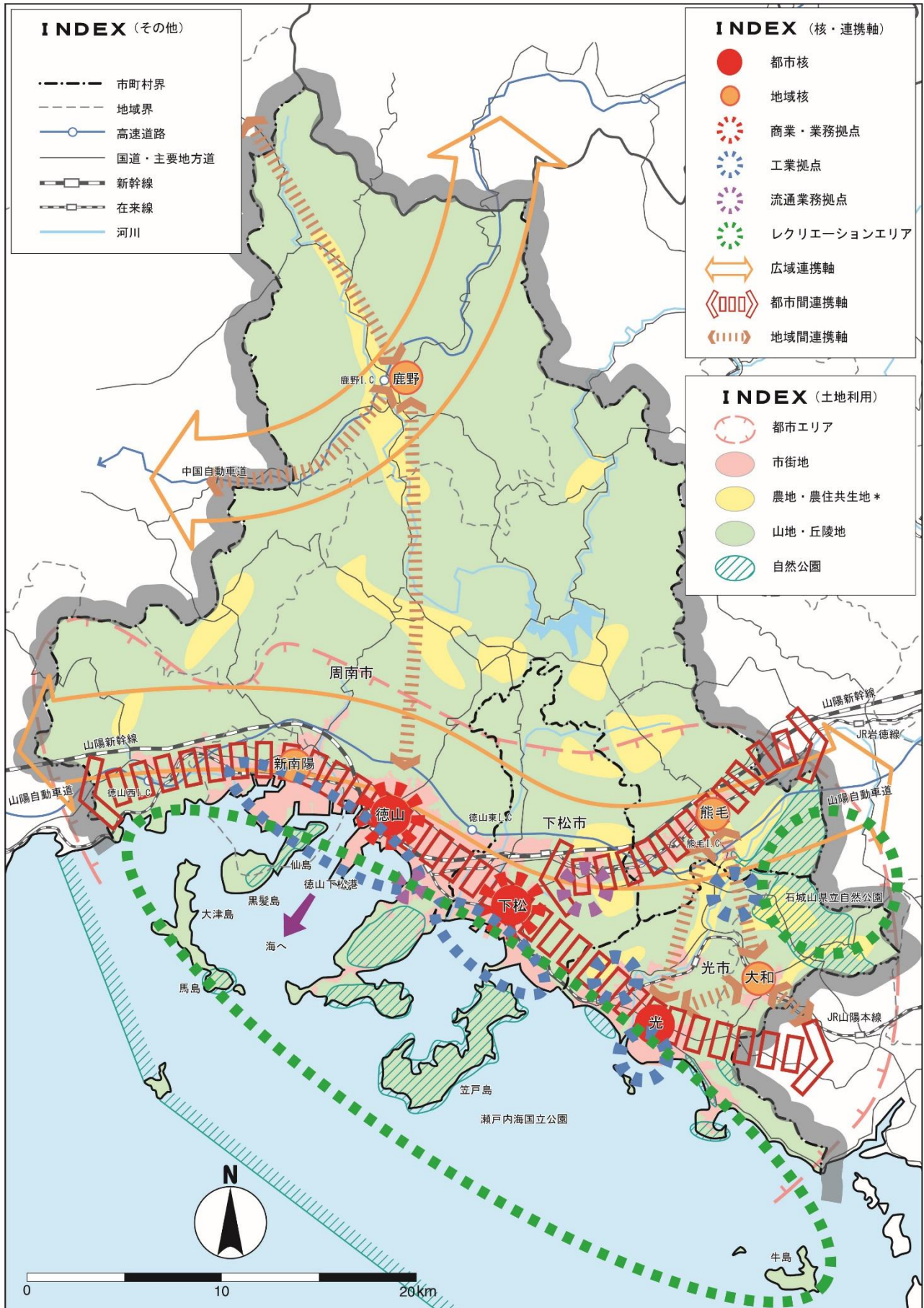
※1 最新の調査年次である平成27年(2015年)国勢調査結果をもとに、年齢不詳人口を按分補正した値。

※2 令和12年(2030年)数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計(『日本の市区町村別将来推計人口』(平成30年(2018年)3月推計))による。

### (2) 将来都市構造

本広域都市圏の都市づくりの基本理念を踏まえ、将来あるべき都市圏の構造を、次のように構築する。

■周南広域都市圏の将来都市構造図



## 将来都市構造図の用語解説

### ①核・連携軸

都市核	都市の中心的役割を担う地区で、市の中心市街地*及びそれに準ずる主要な市街地
地域核	地域の中心的役割を担う地区で、町または合併前の町村の中心地
商業・業務拠点	商業・業務機能の高度な集積を図る地区で、中心商業地等の主要な商業地
工業拠点	製造業などの工場の集積による生産活動の要となる地区で、大規模工場用地や工業団地
流通業務拠点	物流機能の集積を図る地区で、港湾、市場、自動車ターミナル等
レクリエーションエリア	広域的なレクリエーションの場となるエリアで、自然公園や大規模公園
広域連携軸	国土レベルの広域的な交通連携を担う軸で、高速自動車国道及び新幹線
都市間連携軸	都市の連携を担う軸で、都市核（隣接する広域都市圏を含む）同士を結ぶ主要な幹線道路や鉄道
地域間連携軸	地域の連携を担う軸で、都市核と地域核、及び地域核同士を結ぶ幹線道路や鉄道

### ②土地利用

都市エリア	都市のおおむねのエリアで、都市計画区域*とその周辺を含むエリア
市街地	市街地として建築物や都市施設*等の立地・集積を図るエリアで、市街化区域*及び用途地域の指定されたエリア
農地・農住共生地	農地の保全と営農環境・集落環境の維持・向上を図るエリアで、農地・水路等の田園環境や集落地などがまとまって存在するエリア
山地・丘陵地	森林の保全と営林環境の維持・向上を図るエリアで、山地や森林
自然公園	すぐれた自然の風景地として自然公園法に基づいて指定されるエリアで、国立公園・国定公園、県立自然公園

### (3) 都市圏整備の方向性

「人と自然と産業が織りなす活力と魅力あふれる

にぎわい都市圏づくり」のための整備の方向性

#### ① 豊かな郷土資源を未来に引き継ぐ、個性あふれる美しい都市づくり

本広域都市圏は、瀬戸内海国立公園、石城山県立自然公園に代表される豊かな自然環境をもつとともに、瀬戸内海沿岸には周南市、下松市、光市の都市部が連担している。

また、これら3つの都市に隣接して、盆地部の良好な自然環境を活かした住宅地域である光市大和地域、周南市熊毛地域は、快適で利便性の高い均衡のある都市圏づくりの中で重要な役割を果たしている。

更に、面積の大半が山地で占められている農山村地域の周南市鹿野地域は、豊かであるおいのある良好な環境を提供している。

このような多様で個性あふれる地域資源を活かしながら、都市と自然環境の調和した良好な都市圏を維持・発展させていくために、次のような観点から、美しい都市づくりを推進する。

#### ■ 個性とにぎわいをつなぐ中心市街地\*における都市の顔づくり

戦災復興土地区画整理事業\*により現在の都市基盤が形成されている周南市の中心部、切戸川などの自然的景観を有する下松市の中心部など、各市街地固有の歴史や文化等それぞれの特性を活かしながら、魅力ある都市景観の形成や安全で快適な都市空間の創出等による都市の顔づくりを行い、都市のにぎわいをつなげていく。

#### ■ にぎわいの歴史を刻んできた都市景観の充実

臨海部に広がるコンビナート群や戦災復興事業により緑豊かな街路等が整備されてきた周南市の市街地などは、にぎわいと発展の歴史を刻んできたその都市を特徴づける魅力ある都市景観として保全しつつ、市街地環境の維持・向上を図っていく。

また、海商のにぎわいを伝える光市室積地区や街道の拠点として本陣がおかれていた周南市鹿野地区など歴史的なまちなみや風情が残る地域については、地域の特色を活かした景観の保全・形成を図る。

#### ■ 市街地内の憩いと交流の空間の確保

河川や緑地、自然海岸等は、臨海部に連担する市街地にとっての貴重なオープンスペース\*であることから、だれもが快適に利用できる憩いと交流の空間として整備・保全する。

特に周南市等の臨海部の工場地域や徳山港周辺、下松市や光市の臨海部では、海辺に近い市街地の特性を活かし、市民が身近に海を感じられる親水空間の創出を図る。

#### ■ 海と緑に恵まれた自然的な環境の保全

瀬戸内海国立公園に指定されている笠戸島・大津島や石城山県立自然公園など海と緑に恵まれた美しく豊かな自然環境を、人々にやすらぎとおいをもたらす貴重な地域資源として保全するとともに、都市近郊のレクリエーション空間として整備・活用を推進する。

また、都市機能\*の集約化や公共交通の利用促進等により、環境負荷の低い低炭素都市づくりを推進するなど、都市と自然環境の共生を図る。

## ② ゆとりとにぎわいの都市生活を提供する安心・安全な集約型の都市\*づくり

本広域都市圏は、圏域南部の臨海工業地域と隣接して、瀬戸内海沿いの平地にコンパクトにまとまった市街地が形成され、その背後には豊かな自然環境を有している。本圏域も他圏域と同様に人口は減少傾向にあり、中心市街地\*の空洞化や高齢化も進行している。市街地内では新たな都市型住宅の供給による都心回帰の傾向もみられる一方で、依然として幹線道路沿道や郊外丘陵地等における宅地開発もみられる。また、近年多発する集中豪雨や発生が懸念される巨大地震等を踏まえ、災害に強い安心・安全な都市づくりが求められている。

山口県東南部における都市圏の形成を目指す本広域都市圏にとって、都市内のコミュニティ活動の回復や生活、医療、文化等の施設の集積の進んだまとまりのよい都市の形成は、地域住民の誇りや来訪者の魅力となり、更なる発展基盤として不可欠な取組である。

このため、都市内に蓄積された都市基盤施設\*のストック\*を活用しつつ、中心市街地\*の再構築を行うとともに、立地適正化計画制度の活用などにより都市機能\*等を誘導し、中心市街地\*の拠点性を高めることにより、公共交通や徒歩による移動が可能な集約型の都市\*づくりを進める。

### ■ 臨海部の都市が一体となった中心市街地\*の再構築と活性化

都市核である周南市、下松市及び光市の中心市街地\*等においては、商業・業務機能の活性化と教育、文化、情報などの高次都市機能\*の集積と連携を図り、各市街地の形成過程などの地域特性や環境に配慮しながら、必要に応じた都市基盤の整備等による中心市街地\*の再構築を進め、拠点性の維持を図る。また、併せて、利便性が高くうるおいのある居住環境の整備を行い、都心居住の促進を図る。

特に、徳山駅周辺は、広域交通拠点であり、複合的な都市機能\*の集積と潤いと魅力ある都市空間の形成による都市魅力の創出を図り、都市核にふさわしい風格とにぎわいのある中心市街地\*の活性化を図る。

### ■ 市街地形成の適正な誘導

既成市街地\*においては、既存ストック\*を活用しながら土地の高度利用を図るとともに、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等に都市機能\*、その周辺に居住の誘導を図る。また郊外部においては、都市計画区域\*相互の調整を図り、区域区分\*制度やその他の土地利用規制制度の適用等により、新たな市街地の形成を適正に規制・誘導する。

### ■ 暮らしやすい環境の整備

人口減少・高齢社会に対応した集約型の都市\*形成に向けて、既成市街地\*を中心に、徒歩や公共交通等により快適に移動できるひとにやさしい都市づくりを進め、誰もが暮らしやすい居住環境の形成を図る。

また、徳山駅など主要駅周辺や公共公益施設等を中心に、ユニバーサルデザイン\*に配慮した安心・安全な都市づくりを進める。

### ■ 災害に強い都市づくり

大規模な自然災害等の発生に備え、災害に対するレジリエンス\*の向上を図るため、本圏域の自然条件、災害特性、地域社会等、固有の状況を踏まえ、河川、海岸、砂防関係施設の整備・改修、災害時の緊急活動・緊急物資の輸送等に資する広域的な道路ネットワークの構築や安心・安全な生活道路の整備を進めるとともに、地域防災活動の促進などハード・ソフトの両面から防災・減災対策を進める。

防災上危険な密集市街地\*においては、まちなみの個性に配慮しながら、土地区画整理事業\*等の面的整備\*事業や都市施設\*の整備などを進め、良好な市街地環境の整備や、建築物の耐震化を促進する。



### ③ 都市ごとの個性を活かし、連携して活力を生むネットワークづくり

本広域都市圏は、周南市、下松市、光市の中心市街地\*などが広がる瀬戸内海沿岸部と、内陸部や山間部により構成され、沿岸部の市街地から豊かな自然環境を持つ山間部まで、多様な特性を有している。

圏域内では、都市核を担う3市の中心市街地\*に都市機能\*が集積する一方で、内陸部や山間部などの地域では、それぞれに固有の歴史、文化や産業活動、豊かな自然環境等を有しているものの、過疎化、高齢化が進行している。

これらの地域の個性を活かしつつ、地域活力の維持向上を図るため、各都市間の機能連携や、都市と農山漁村との交流・連携の強化を図る。

また、都市圏全体の活性化を図るため、隣接する広域都市圏との交流・連携など、ネットワーク形成を図る。

#### ■ 海でつながる活気ある都市の個性づくり

港、産業を共通テーマとして各都市の個性を演出する歴史、文化などの地域資源を活かしながら、魅力ある市街地の形成を図るとともに、都市核を担う周南市や下松市、光市の中心市街地\*を拠点として、各都市間が機能連携を図ることにより、瀬戸内海沿岸部の市街地を中心とした活気ある都市圏の形成を図る。

#### ■ 多様な交流を支える交通基盤\*の整備

圏域内における各都市間及び都市部と地域の交流・連携や、隣接する山口・防府、岩国、柳井広域都市圏との交流・連携を促進するため、沿岸部の東西方向を主とした幹線道路等の交通基盤\*の整備を進めるとともに、鉄道やバス等の公共交通網の整備・充実によるネットワークの強化を図る。

また、オセアニア、アジア等との物流を促進し、国際物流拠点の形成を図るため、徳山下松港の整備等を推進する。

#### ■ 都市と農山漁村との交流・連携の強化

過疎化、高齢化が進む北部地域においては、食料供給の役割を持つ農林業等の生産基盤を整えた上で、周南市の中心部など沿岸部の各都市核に都市機能\*の一部を依存しつつ、拠点化とネットワーク化により日常的な生活サービス機能を確保する取組を進め、既存集落の活力維持を図るとともに、バスネットワークの構築等を進め、都市部との交流・連携による相互補完関係の強化を図る。

#### ■ 都市施設\*に関する広域的調整と整備の推進

都市圏間の交流・連携性を高める幹線道路や広域公園\*等の都市施設\*の整備については、都市間の広域的調整を図りながら、効率的、有機的に整備を推進する。また、廃棄物処理場等の公益的施設の整備についても、都市間の広域的調整を図り、円滑な整備を推進する。

#### ■ 地域の活性化を創出する多様な産業の振興と連携

3つの都市核において個性を活かした都市づくりを進めるとともに、産業支援機関と連携した新しい産業の育成、身近にある農林水産業や自然・田園景観を活かした体験型観光の展開など、地域の特色を活かした多様な産業の振興を図り、これらの連携による地域活力の向上を図るため、ネットワークづくりを推進する。

#### ④住民と行政が協働し、共創する身近なまちづくり

限られた都市の空間的、経済的資源を有効に活用したまちづくりが円滑に進み、生みだされた都市施設\*や空間を住民が十分に活用することにより、地域を活性化させるためには、住民と行政が情報を共有し、それぞれの役割と責任を分担しながら、協働して都市整備を進めることが必要となる。

このため、県及び市は、地域特性を活かした個性豊かなまちづくりに向けて、地域に密着した効率的な都市計画執行体制の充実を図る。また、まちづくりへの住民参画を進めるために、まちづくりに関する情報をわかりやすく整理した上で積極的に提供するとともに、計画づくり等の都市整備の初期段階から住民の意見を反映できる仕組みを構築する。

さらに、住民と行政の間に入り、意見調整や社会的資源の活用等、まちづくりに関する総合的な提案やアドバイスを行う民間専門家を育成し、その活動を支援する。

これらの施策により、次のような住民と行政の協働・共創のまちづくりを進める。

##### ■ まちづくりに関するわかりやすく利用しやすい知識・情報の提供と収集

都市計画やまちづくり活動に関する知識・情報・責任を住民にわかりやすく整理し、広報紙やマスメディア、講習会、インターネットなどのICTの活用等により多様な年齢層にとって使いやすいかたちで積極的な提供を行う。

また、情報を提供するだけでなく、アンケート調査やホームページの掲示板等により、絶えず住民意見を把握するよう努める。

##### ■ 県と市における都市計画執行体制の充実

県と市では、地域特性を活かした効率的なまちづくりの推進に向けて、地域に密着したまちづくりと広域調整を図るための執行体制を整備・運用する。

##### ■ まちづくりにおける住民参画を促進する仕組みの整備

まちづくり活動の主体形成やサポーターづくりのため、計画作成等の初期段階から、ワークショップ\*などを通じて住民の参加を促すとともに、住民・企業・大学等研究機関・関係団体（NPO\*など）等のネットワーク形成を支援し、住民の力を合わせたまちづくりを行える仕組みの構築を進める。

また、住民の継続的な参加を図るためにコミュニティビジネス\*を組み込んだまちづくり活動等の取組みを促すとともに、多様な主体による活動を促進するためにエリアマネジメント\*の仕組みづくりを進める。

##### ■ まちづくりを支援する民間専門家等の育成・活用

住民参画のまちづくりを進めるために、住民と行政の協働による構想や計画の策定、事業実施及びその後の管理においてアドバイスするなど、住民のまちづくりを支援する民間専門家を育成し、活用していく。なかでも地域の景観を活かしたまちづくりについては、将来を担う子供達にふるさとの景観の美しさや大切さを実感してもらうための景観学習を推進するとともに、「山口県景観アドバイザー」や「山口県景観サポーター」制度を活用し、まちづくりの主体となる住民等への意識啓発を図る。

### 1-3. 都市計画区域\*等の指定の方針

本広域都市圏において、都市圏の将来像に示した都市づくりを広域的に推進するため、都市計画区域\*等の指定について以下のとおり基本的な方針を定める。

都市計画区域等の指定の方針

区域名	区域の面積、位置及び範囲	指定の方針
周南 都市計画区域	31,236 ha 周南市（行政区域の一部） 下松市（行政区域の一部） 光市（行政区域の一部）	周南都市計画区域について、現行の区域を継続することとする。 島しょ部については、区域設定時からの状況の変化等を考慮して今後、区域除外を検討することが望ましい。
周南東 都市計画区域	9,476 ha 周南市（行政区域の一部） 光市（行政区域の一部）	周南東都市計画区域について、現行の区域を継続することとする。

※ 都市計画区域\*面積は、「都市計画現況調査」による平成29年(2017年)3月31日現在の値。

※ 上記以外の地域は、都市計画区域\*等の指定の必要性は低い。

## 2. 区域区分\*の決定の方針

### 2-1. 区域区分\*を決定する都市計画区域\*の設定方針

本広域都市圏においては、各都市計画区域\*の市街化圧力等を考慮し、区域区分\*制度の適用について、以下の考え方を基本に検討する。

#### 区域区分\*適用の方向性

都市計画 区域名	一次検討結果	二次検討における主な課題	区域区分適用の方向性
周南 都市計画区域	区域区分*制度を継続する必要性は高い。  現行； 線引き*	<p>[継続する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域*における土地利用のあり方</li> </ul> <p>[継続しない場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>用途白地地域*となる区域の土地利用のコントロール</li> </ul>	<p>本区域の開発圧力*は強く、市街地拡大の可能性のあることから、田園部や丘陵部などの自然環境を保全していく必要があるため、引き続き区域区分*制度を継続することが望ましい。</p> <p>また、市街化区域*縁辺部の調整区域においては、地区計画*を活用し、合理的かつ計画的な土地利用を誘導する。</p> <p>なお、人口減少が著しい島しょ部などは、開発許可*制度を弾力的に運用することで、地域の活性化を図ることが望ましい。</p>
周南東 都市計画区域	区域区分*制度を適用する必要性は高い。  現行； 非線引き*	<p>[適用する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域*の範囲</li> <li>市街化調整区域*となる区域の土地利用のあり方</li> <li>地域の合意形成</li> <li>周辺都市計画区域*及び区域外との整合</li> </ul> <p>[適用しない場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>用途白地地域*の土地利用のコントロール</li> </ul>	<p>本区域の開発圧力*はそれほど強くないものの、市街地拡大の可能性のあることから、田園部や丘陵部等の自然的環境を保全するため、用途白地地域*の土地利用の適切なコントロールが求められ、その手法として区域区分*制度も有効と考えられる。区域区分*制度を適用しない場合には、用途白地地域*での開発を抑制するために、特定用途制限地域*の活用や開発許可*基準の強化、他法令による制度の活用等を組み合わせ、開発を適切にコントロールする必要がある。特に、周南都市計画区域（下松市域）の市街化調整区域*と土地利用、交通環境等において一体性があること等から、相対的に緩規制区域となる本都市計画区域*の用途白地地域*へ開発が流出する可能性があるため、土地利用バランスを考慮した適正な土地利用コントロールを図っていくことが望ましい。</p>

### 3. 主要な都市計画の考え方

#### 3-1. 土地利用に関する基本方針

##### (1) 市街地における方針

###### ① 商業地・業務地に関する方針

- ・ 交通結節点\*となる徳山、下松、光等の主要な駅等を核として、広域的な交通の利便性を活かした商業・業務機能の集積を図るとともに、医療、教育・文化等の高次の都市機能\*もあわせた立地誘導を進める。
- ・ 総合支所などの行政施設を中心に、地域住民の日常生活を支える生活サービス機能等、一定の都市機能\*の立地誘導を進める。

###### ② 工業地に関する方針

- ・ 瀬戸内海臨海部一帯の工業地については、企業活動の基盤となる道路、港湾等の基盤整備を促進する。
- ・ 瀬戸内海臨海部の石油コンビナート地帯は、市街地との間に衝緑緑地帯を設置するなど周辺環境の整備を推進し、安全な工業地の形成を図る。
- ・ 広域交通の利便性を活かし、山陽自動車道熊毛インターチェンジ周辺の周防工業団地等については、周辺環境に配慮しつつ、基盤整備を推進する。

###### ③ 住宅地に関する方針

- ・ 一定の人口密度を維持・確保するため、都市機能\*の誘導とあわせて、公共交通の利便性の高い駅やバス停などの周辺への居住の誘導を推進する。
- ・ 老朽化した木造建築物や細街路からなる密集した市街地では、建築物の耐震化、住宅の建替え促進や生活道路の整備など住環境の改善を進めるとともに、空き家の利活用を促進し、既成市街地\*の再生によるまちなか居住を推進する。
- ・ 郊外部に多くある比較的規模の大きい住宅地については、恵まれた自然環境を活かして、これらを重視する世帯の転入を推進し、残存する空地は農地への活用や緑地化を推進する。
- ・ 土砂災害特別警戒区域\*に指定された区域については、開発許可\*制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存宅地の区域外への移転・誘導を図る。
- ・ 相当規模の宅地開発が行われる、又は行われた区域については、地区計画\*や緑地協定\*・建築協定\*等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。

###### ④ 流通業務地に関する方針

- ・ 広域交通の利便性を活かし、山陽自動車道熊毛インターチェンジへのアクセス性に優れる周南工流シティーについては、企業誘致を行うなど、流通業務機能の集積を図る。
- ・ 徳山下松港は、国際物流ターミナルとして、国際競争力の強化と港湾物流コストの削減を図るため、泊地・航路・埠頭などの整備を促進する。
- ・ 周南市地方卸売市場を流通業務拠点として位置づけ、機能の強化に努める。

## (2) 市街地周辺部における方針

### ①市街化調整区域\*における方針

- ・ 市街化調整区域\*においては、開発の抑制を原則とするが、良好な居住環境の形成や地域の活性化等を図るべき地区については、田園環境や海岸、山地・丘陵などの自然的環境の保全を図りつつ、地区計画\*等を活用し、必要最小限の範囲で計画的な土地利用を誘導する。
- ・ 農村等の既存集落については、地域の活力やコミュニティを維持するため、地区計画\*や集落地区計画などの制度を活用して、良好な営農等の条件や居住環境の確保を図る。
- ・ 市街化区域\*に隣接・近接し、既に都市施設\*が整備されている地域においては、良好な居住環境の形成や周辺環境の保全を考慮しながら、土地利用の適切な規制・誘導を行う。

### ②非線引き\*用途白地地域\*における方針

- ・ 用途白地地域\*では、隣接する市街化調整区域\*とのバランスを考慮し、特定用途制限地域\*の指定や、開発許可\*基準の強化等により無秩序な開発を抑制する。
- ・ さらに、地区計画\*等の活用による適切な規制のもと、周辺の良い環境と調和した秩序ある土地利用を誘導する。

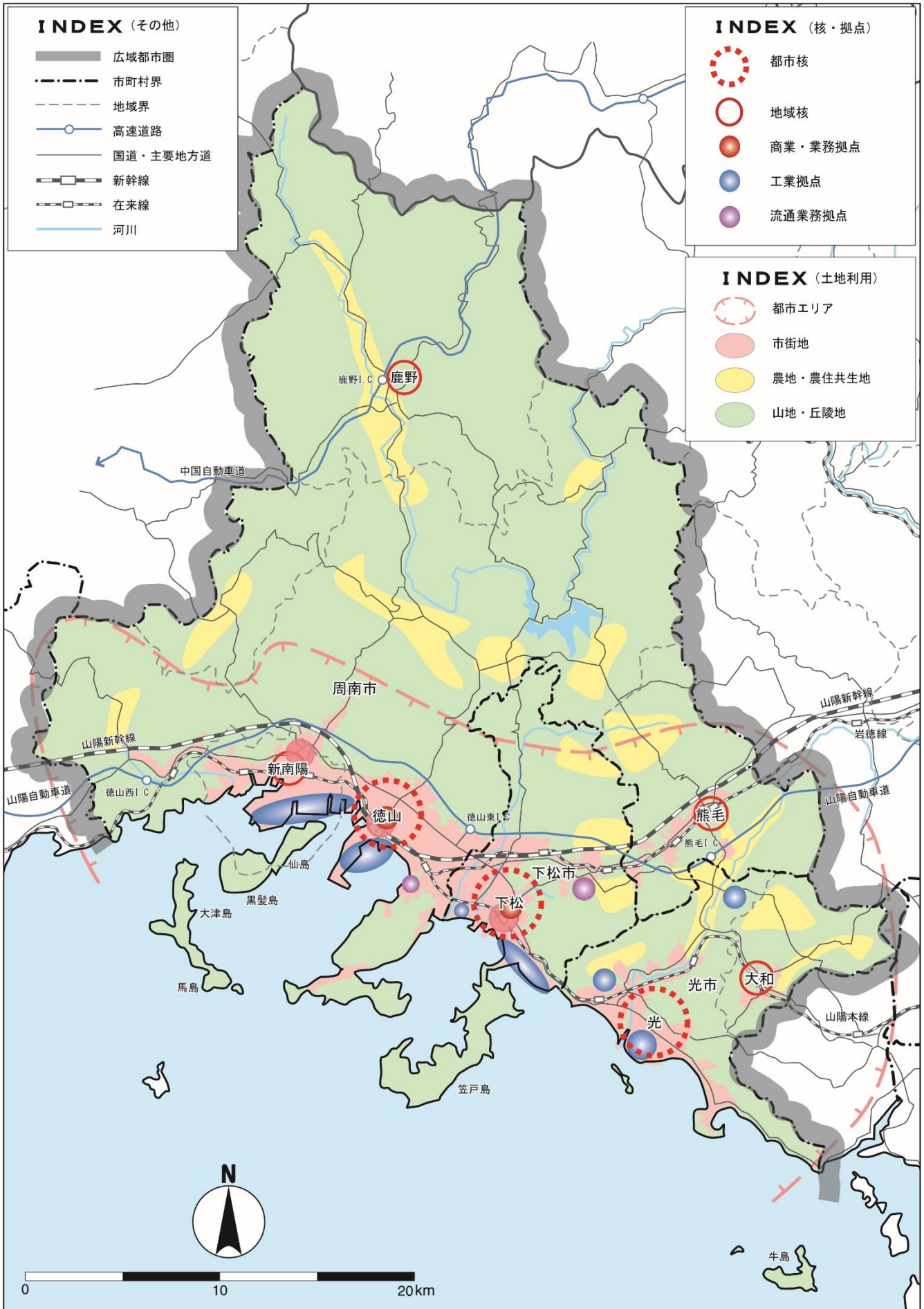
### ③ 農地との調和に関する方針

- ・ 夜市川、富田川、末武川、島田川等の上流域に広がる市街地周辺部の農地は、食料の安定供給を図るための土地資源であるとともに、都市の貴重な緑地やオープンスペース\*であることから、原則として農業の振興及び農地の保全を図る地区としてその保全に努める。

## (3) 都市計画区域\*外における方針

- ・ 自然環境の保全と農林水産業の振興を図るとともに、総合支所周辺等の地域の拠点や、複数の集落が集まる地域に、日常的な生活サービス機能を確保する取組を主体に、それぞれの規模に応じた機能の集約や、生活の利便性を確保する交通ネットワークの形成などを進める。
- ・ 本州唯一のナベヅル渡来地である周南市八代地区においては、ツルの生育環境である農地、里山の適切な管理を促進し、貴重な自然環境の保全を図る。

## ■土地利用及び市街地整備に関する方針



## 3-2. 広域的な都市施設\*の整備に関する基本方針

### (1) 広域的な交通施設の整備方針

#### ① 広域的な交通体系の整備方針

- ・ 本圏域外の地域との広域交流を通じた地域活性化を図るために、既存の高速交通体系を活かしつつ、隣接する広域都市圏等との連携を促進する総合的な広域交通ネットワークの充実・強化に努める。
- ・ 都市機能\*が集積している都市部と過疎化・高齢化が進む農山漁村地域においては、日常的な人やモノの交流や相互補完的な機能連携が図られるよう、交流を強化する交通体系の整備・充実を進める。

#### ② 広域的な道路網の整備方針

- ・ 都市核間の相互の連携や広域交流の一層の促進を図るため、地域高規格道路\*周南道路の整備に向けた取組を進める。
- ・ 圏域内の円滑な交通流動の確保や都市部と山間部の交流・連携を強化するため、国道2号、国道188号、国道315号など本広域都市圏の主軸となる広域幹線道路の整備・改良を促進する。
- ・ 高速交通網の利便性を向上させ、物流の円滑化等を図るため、高速道路インターチェンジや徳山下松港、徳山駅等の広域交通拠点へのアクセス道路の整備を促進する。

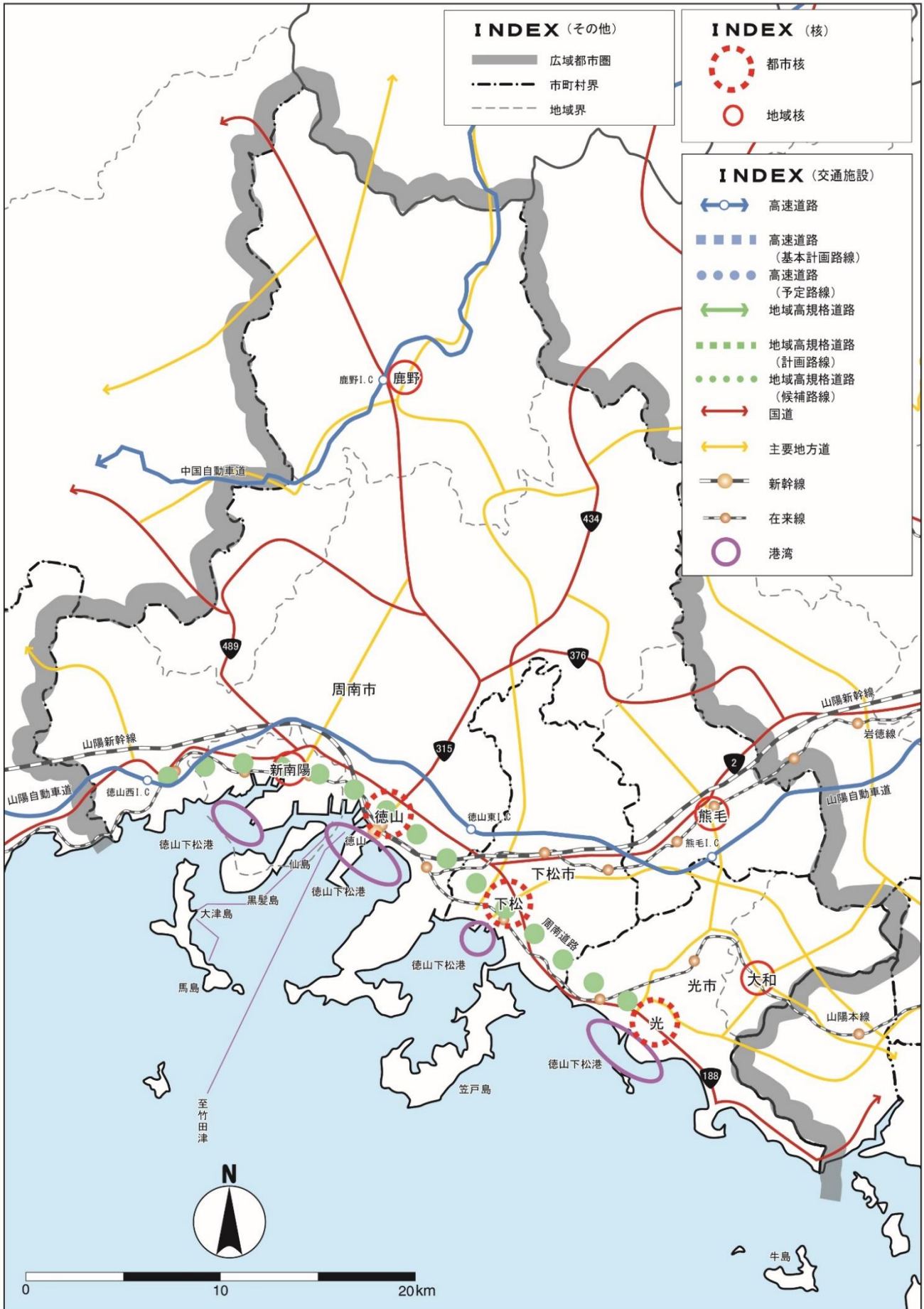
#### ③ その他の主要な交通施設の整備方針

- ・ 都市内の幹線道路については、総合的な交通体系や交通サービスを勘案し、既存道路も含めた都市内道路の各路線の必要性や機能等の検証を行った上で整備を行う。
- ・ 環境問題や、自家用車による移動が困難な人々に対応するため、山陽本線の利便性の向上、岩徳線の運行回数の維持・充実とともに、身近な交通手段であるバスネットワークの充実など公共交通の維持・充実を図る。また、公共交通の利用を促進するため、駅舎やバス停、歩道や自転車道など、交通施設のユニバーサルデザイン\*化やパークアンドライド\*・サイクルアンドライド\*の普及を推進する。
- ・ 徳山駅では、駅前広場の整備やターミナル機能\*の強化を図るとともに、本広域都市圏の玄関口として周辺の市街地と一体的な整備を進める。
- ・ 中山間地域や離島などの交通不便地域における移動手段を確保するため、コミュニティ交通\*や離島航路の維持を図る。
- ・ 駅や港などの交通結節点\*や観光拠点などにおいて、今後の市街地整備や観光振興の動向などから、民間駐車場との整合性を図りつつ、需要に見合った駐車場整備を進める。
- ・ 本広域都市圏の産業、経済進展の基盤となっている徳山下松港は、基礎素材型産業を中心とした物流需要の増大、船舶の大型化等に対応するため、岸壁の改良やコンテナターミナルの再編整備など、港湾機能の強化を進める。また、にぎわいのある港として活用していくため、徳山下松港周辺のウォーターフロント\*空間



の整備を推進する。

■ 広域的な都市施設（交通）の整備方針



## (2) その他の広域的な都市施設\*の整備方針

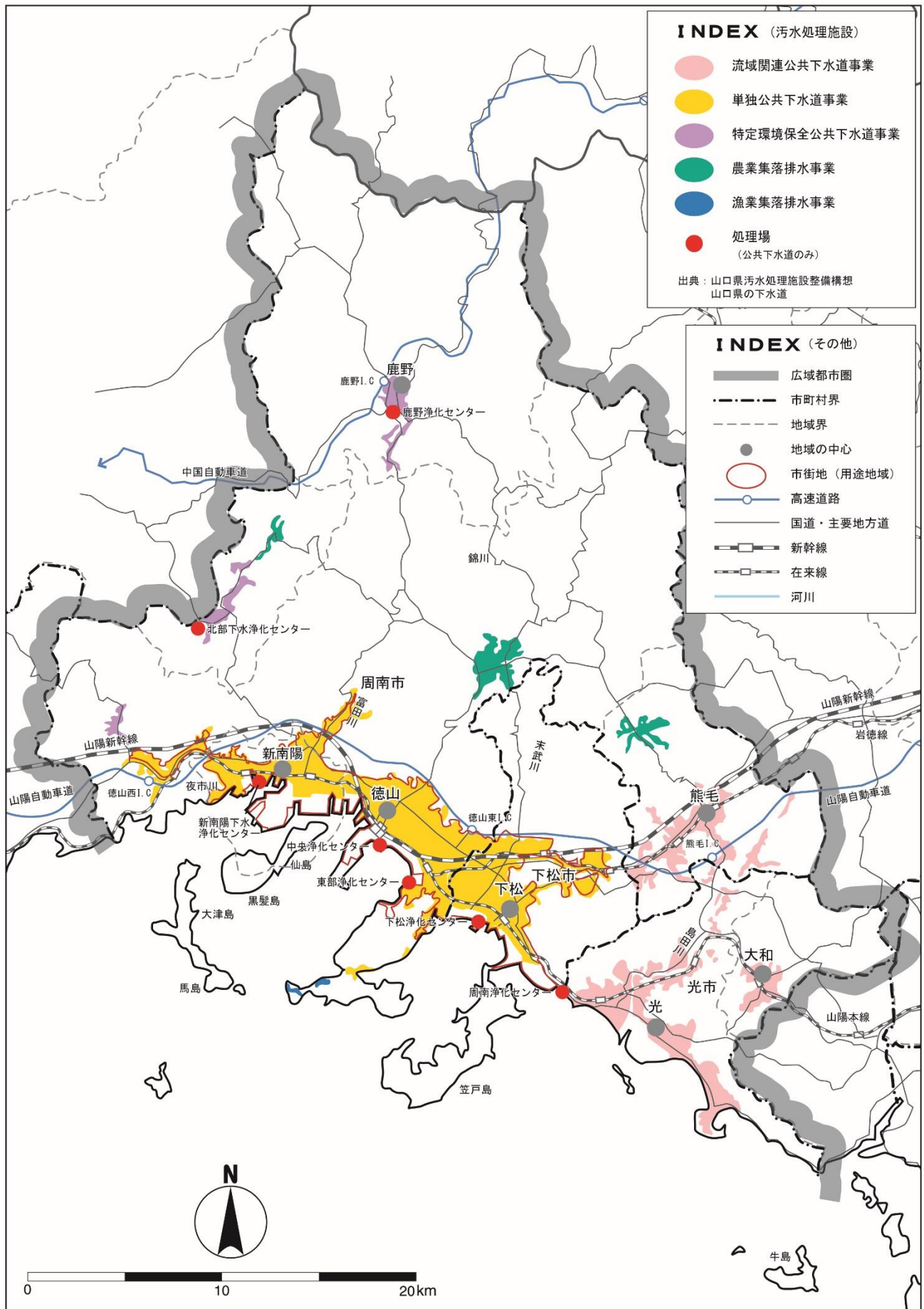
### ① 主要な下水道及び河川の整備方針

- ・ 健康で快適な生活環境の確保や河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や流域下水道、農山漁村地域における集落排水、合併浄化槽等、地域の実情を踏まえた汚水処理施設の整備を促進する。
- ・ 近年頻発する集中豪雨や大型化する台風等による浸水被害を抑制するため、公共下水道等の雨水排水施設の整備・充実を促進する。
- ・ 河川については、治水機能を確保するための維持管理や整備に努めるとともに、生態系や自然環境の保全を図り、周囲の景観と調和した人々が水に親しめる空間の整備を進める。

### ② その他の都市施設\*の整備方針

- ・ 圏域全体の良好な環境を確保する循環型社会\*の構築を図るため、リサイクル活動拠点の整備等により、廃棄物の適正処理を促進するとともに、供給処理施設の適切な整備、共同化による広域的な供給処理体制の充実を図る。
- ・ 子供からお年寄りまで全ての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくりを推進するため、公共建築物、公園などの公共空間のユニバーサルデザイン\*化を図る。

# ■ 下水道の整備方針



### 3-3. 市街地整備に関する基本方針

#### (1) 中心市街地\*の整備

- ・ 徳山駅を中心とした地区は、本広域都市圏の中心としての「顔」の役割を担っていることから、商業・業務機能はもとより新幹線駅や隣接した港の機能等を活かし、新たな産業が創造できる高次都市機能\*の立地誘導や快適な居住環境整備を図り、活力と魅力ある都市づくりに努める。

#### (2) 工業団地等の整備

- ・ 熊毛インターチェンジ周辺については、良好な交通アクセスなどの優れた立地環境を活かし、金属加工業、製造業をはじめとする、既存の工業団地の拡大や新たな工業団地の形成などの産業基盤整備を推進する。

### 3-4. 自然的環境の整備、保全に関する基本方針

#### (1) 自然的環境の整備・保全の基本方針

- ・ 都市計画区域\*外を中心とした森林地域や、瀬戸内海国立公園に指定された海岸域や島しょ部などの自然的環境は、多様な生態系や良好な自然景観を形成しており、自然の豊かさや美しさを実感できる交流やふれあいの場として重要な役割を担っているため、その適正な整備・保全に努める。

#### ▼本広域都市圏の自然公園地域

自然公園名	含まれる市町
瀬戸内海国立公園	周南市（徳山地域、新南陽地域）、下松市、光市（光地域）、[田布施町、周防大島町など]
石城山県立自然公園	周南市熊毛地域、光市大和地域、[田布施町]

[ ] は、他の広域都市圏

#### (2) 広域的な公園・緑地等の整備方針

- ・ うるおいのある生活環境の保持や良好な景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、緑の基本計画\*等に基づいた公園・緑地の計画的な整備、適切な維持管理を行う。
- ・ 自然公園の保全を図るとともに、広域的なスポーツやレクリエーション、地域コミュニティの核となっている周南緑地、冠山総合公園、永源山公園、下松スポーツ公園、徳山公園などの維持・充実を図る。

■ 自然的環境の整備・保全に関する方針



### 3-5. 景観の保全と創出に関する基本方針

- ・ 徳山駅周辺の中心市街地\*では、商業・業務の場として、にぎわいのある魅力的な景観の創出とともに、街路樹等の特徴を生かした潤いある快適性に富んだ景観形成を図る。また、下松駅や光駅周辺の市街地では、地域の特性を踏まえながら、にぎわいがあり地域に親しまれる景観形成を進める。
- ・ 旧山陽道の宿場町として栄えた地区や室積の海商通りのまちなみなどの伝統や歴史遺産がある地域では、地域固有の歴史や文化を保存・継承しつつ、これらの貴重な景観資源の活用を通じて魅力ある景観形成を図る。
- ・ 臨海部のコンビナート等の産業施設で形成される景観については、産業都市としてのシンボリックな景観となっており、魅力ある景観として活用するため、色彩の誘導や夜景の演出等により特色ある景観形成を推進する。
- ・ 夜市川、富田川、錦川、末武川、島田川などの地域を代表する河川の水辺空間については、周囲の景観と調和した潤いある水辺景観の形成を図る。
- ・ 都市を繋ぐ広域的な幹線道路沿いでは、周囲の景観と調和した沿道景観の形成を図る。
- ・ 郊外に広がる農地では、樹林地と山裾の集落、田園等が一体となった穏やかな農山村景観の保全・創出を図る。
- ・ 瀬戸内海国立公園や石城山県立自然公園等の豊かな自然環境が残る地域では、美しい自然景観の保全を図る。



### 3-6. 都市防災に関する基本方針

- ・ 地域の災害特性を考慮した土地利用の誘導等を行うとともに、避難場所や避難路、延焼防止帯となる公園や道路等の整備を促進するなど、災害に強いまちづくりに取り組む。
- ・ 近年頻発する集中豪雨や大型化する台風等による洪水、高潮、土砂災害などに対し、被害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう、災害リスク情報を踏まえた都市構造の実現を目指す。
- ・ 地震による建築物の倒壊や火災・延焼による被害を抑えるため、建築物の耐震改修の促進を図るとともに、防火安全性の確保に努める。
- ・ 徳山駅周辺の既成市街地\*等の防災上危険な密集市街地\*においては、建築物の耐震化やオープンスペース\*の確保などを進め、良好な市街地環境の整備を推進する。
- ・ 臨海工業地帯などの工業集積地周辺においては、コンビナートの事故などによる被害を軽減するため、緩衝緑地\*帯等の整備に努める。
- ・ 瀬戸内海沿岸は、入り江、湾形の多い南向きの海岸であり、台風時の高潮被害などが発生しやすいため、これらの被害を軽減することを目的として海岸保全施設\*等の整備を推進する。また、南海トラフ巨大地震等による最大クラスの津波被害等に対しては、迅速な情報伝達などのソフト面での対応を図る。
- ・ 洪水や高潮、津波、土砂災害、地震などの災害リスクを示す各種ハザードマップ\*の周知や、防災対応能力を高める防災訓練などにより、県民の防災意識を高め、災害発生時の被害の軽減を図る。
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化を図るとともに、業務継続計画（BCP）の策定を促進するなど、災害時の業務継続に努める。